

マレーシアからの家きん肉等の輸入停止措置について

平成 30 年 8 月 7 日

本日、マレーシアにおいて高病原性鳥インフルエンザ（H5N1 亜型）の発生が確認されたことから、本日付けで同国からの家きん肉等の輸入が停止されました。

なお、輸入停止措置の対象地域、品目等については、下記のとおりです。

記

1 輸入停止措置の対象地域

マレーシア全土

2 輸入停止措置の対象品目

- (1) 家きんの肉及び臓器並びにこれらの加工品
- (2) 家きんの卵（試験研究用に供される種卵を除く。）及びその加工品

ただし、平成 30 年 7 月 5 日以前にと殺又は採卵されたものであり、かつ輸出されるまでの間、防疫上安全かつ衛生的に保管及び輸送されたものであること（平成 30 年 7 月 5 日までに加工・梱包まで終了していることが必要）をマレーシア政府が証明しているものは除く。

3 輸入検査時における消毒措置の対象品目

羽毛

ただし、平成 30 年 7 月 5 日以前に生産され、かつ輸出されるまでの間、防疫上安全かつ衛生的に保管及び輸送されたものであることをマレーシア政府が証明しているものは除く。

なお、ニューカッスル病又は家きんコレラの発生地域から輸入される羽毛については、引き続き当該消毒措置の対象となる。